③環境衛生関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金	自然との共生や環境負荷の軽減を図るため、住宅用再生可能エネルギー設備を新規設置する方に対し、補助金を交付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、交付対象設備（新品）を村内の住宅に設置し、その住宅に自ら居住する方で、村税等の滞納がない方。 ※設置前の申請手続きを行うこと。	①太陽光発電システム：1kw40,000円、上限200,000円 ②薪ストーブ、木質ペレットストーブ：設置費の1/5、上限50,000円 ③定置用リチウムイオン蓄電池システム(非Fit、卒Fit)：1kwh40,000円、上限200,000円	住民生活課 環境係 0243-24-8146
いぐね景観再生のための苗木等配付事業	農村風景において特色あるいぐねの景観を保全するため、希望者に対し苗木等を配付する。	本村の住民基本台帳に登録があり、伐採後のいぐねを再生したい方及び新たにいぐねを整備したい方で、次の要件を満たす方。 ①植林の場所の所有者であること。 ②植林の場所が農地でないこと。 ③植林の場所が住居に隣接していること。	スギ、ヒノキ（少花粉又は無花粉のもの）及び肥料の現物配付	住民生活課 環境係 0243-24-8146
生ごみ処理機等購入費補助金	排出される生ごみの減量化と有機資源の循環を実行するため、生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①本村の住民基本台帳に登録がある方。 ②処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。 ③処理された生ごみを自ら使用すること。 ④村税等の滞納がないこと。 ⑤前回の購入から5年以上が経過していること。	①電動式生ごみ処理機（1世帯1基）：購入価格(税抜)の2/3以内、上限40,000円 ②生ごみ容器（1世帯2基）：購入価格(税抜)の2/3以内、上限10,000円 ※送料や保証料も補助対象外です。	住民生活課 環境係 0243-24-8146
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付する。	次に掲げる要件をすべて満たす方。 ①都市計画区域内であること。 ②居住する住宅に設置するもの。 ③処理対象人員が10人以下であること。 ④農業集落排水施設区域外であること。 ⑤再度の合併処理浄化槽設置でないこと。 ⑥適正な維持管理を行い法定検査を受けていること(単独処理浄化槽からの入替時)。	①新築：5人槽166,000円、7人槽207,000円、10人槽274,000円 ②入替え：5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ③汲取り便槽撤去：対象経費の1/2以内、上限120,000円 ④単独槽撤去：対象経費の1/2以内、上限150,000円 ⑤宅内配管工事補助：入替えの際の宅内配管工事で、対象経費の1/2以内、上限300,000円	住民生活課 環境係 0243-24-8146
生活用水確保事業補助金	給水区域以外の区域において、生活用水の安定的な確保を図るため必要な飲用井戸等の給水施設の整備に要する経費の一部を補助する。	補助対象区域内において、自らが居住し、又は居住するためにボーリングによるさく井工事及び給水管引込み工事を行う方。	補助対象経費の1/2以内、上限50万円	上下水道課 工務係 0243-48-3135